

○後志広域連合指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則

平成30年3月1日
規則第2号

改正 令和5年3月31日規則第5号

改正 令和6年2月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第79条第1項の規定による申請は、別紙様式第二号（一）による指定申請書により行うものとする。

2 法第79条第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出)

第3条 法第82条の規定による届出は、省令第133条第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては別紙様式第二号（四）による変更届出書により行うものとする。

2 当該事業を再開する場合には、別紙様式第二号（五）による再開届出書により行うものとし、事業を廃止・休止する場合には、別紙様式第二号（三）による廃止・休止届出書によりそれぞれ行うものとする。

(指定の更新の届出)

第4条 法第79条の2の規定による申請は、別紙様式第二号（二）による指定更新申請書により行うものとする。

(北海道等への情報提供)

第5条 後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、前3条の規定による指定若しくは指定の更新又は届出の受理をしたときは、北海道、北海道国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
(公示)

第6条 法第85条各号に掲げる事項の公示は、当該事業所に関する次の事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地
- (3) 事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地
- (4) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (5) サービスの種類
(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業所の指定等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。